

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 4 日現在

機関番号：33906

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380708

研究課題名(和文) 農村社会の持続的発展と村落自治 ジャワ農村の地方分権化と村落行政組織再編の研究

研究課題名(英文) Sustainable Development and Local Autonomy in Rural Society: Research on Local Autonomy and Reorganizing Administrative System in Rural Java

研究代表者

黒柳 晴夫 (HUROYANAGI, HARUO)

椋山女学園大学・文化情報学部・名誉教授

研究者番号：80097691

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：スハルト体制の崩壊とともに始まった地方分権化の改革によって、ジャワ農村では民主化がどのように進められてきたのかその実態を明らかにするために、関係法令、行政組織、村協議会、村長選挙、および集落の住民組織などの調査研究を行った。その結果、村の政治や住民組織の運営における民主化が進んできたが、有力者の権威的支配から村の政治がさらに自由になるためには、民主主義に対する住民の意識をさらに高めることが必要であることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This study is based on qualitative field research carried out in rural Java in order to clarify how village democracy has been promoted by local autonomy reform since the fall of the Suharto regime. Among the key elements of the research are: 1) Analysis of laws and rules related to local autonomy or decentralization; 2) Analysis of village government, the village representative body (the Law No.22/1999) or village consultative council (the Law No.32/2004), the hamlet-and other people's organizations such as the neighborhood association; 3) Analysis of the role of the framework of democracy in decision making on the village-and hamlet level. While democratization has thoroughly penetrated society down to the village level, it is clear that village residents should be more educated in order to be good "democratic villagers".

研究分野：農村社会学

キーワード：地方分権化 ジャワ農村 民主化 村落自治 インドネシア 農村社会学

1. 研究開始当初の背景

(1)本単独研究の申請者は、1980年代半ばから、スハルト体制下で農村開発の客体として常に上からの権威的支配に従属することを求められてきたジャワ農村社会の調査研究を継続し、その研究成果を発表してきた。しかし、21世紀とともに始まった農村社会の民主化によって、これまで研究してきたジャワ農村社会が今後どのように変化していくのかに注目した。

(2)インドネシアでは、スハルトの権威主義体制が崩壊し、市場重視や民主主義重視の国際世論の影響の下に地方分権化を目指した「1999年地方行政法」が制定され、地方行政の抜本的な改革が行われた。これによって、行政村の段階では住民の直接選挙による村議会が設置されるなど、民主的な村落自治が実現することになった。したがって、申請者は、これまでに同法の制定によってもたらされた変化について研究を進め、その成果を論文にまとめてきた。

(3)ところが、急速な民主化にともなって村落行政の運営に様々な問題が発生するようになり、その見直しとともに制定された「2004年地方行政法」によって村議会議員の直接選挙が廃止され、民主化が後退することになった。したがって、その原因と背景、民主化の定着に向けた対策などの詳細な検討が緊要の課題となった。

(4)しかし、1999年に続く2004年の地方行政法の制定がもたらした肯定面と否定面の問題点についての分析が十分されていない状況にあり、そのために様々な具体例に即した問題の提示や対応策についての検討が求められていた。加えて、インドネシアの地方分権化にともなう民主的な村落自治制度の再編過程の検討によって、他の発展途上国の民主化に有益なモデルを導出することが期待されていた。

2. 研究の目的

(1)インドネシアでは、スハルト体制下で構築された全国画一の中央集権的村落行政組織が廃止され、地方分権化を目指した「地方行政に関する1999年インドネシア共和国法律第22号」が制定され、民主的な村落行政制度が実施されることになった。しかし、急速な民主化を抑制するために、前法を改めて「地方行政に関するインドネシア共和国法律第32号」が制定された。本研究は、この21世紀とともに始まった地方分権化の改革とそれに伴う一連の村落自治制度の再編過程の検討を通して、ジャワ農村ではどのような民主的な村落自治が実現し、併せてどのような問題が生じてきたかを明らかにして、農村社会における分権化と民主化の社会的条件を検討する。

(2)農村開発モデルは、従来農業開発＝農村開発の視点に立った農業生産中心主義の立場から捉えられてきたが、21世紀に入って農村生活の質向上の視点に立った農民生活中心主義の立場から捉える必要が指摘され、ライブリフッド・アプローチが注目されるようになってきた。本研究のいま一つの目的は、村落自治制度の再編過程の分析を通して、農村社会の持続的発展のための社会的条件を明らかにし、ライブリフッド・アプローチとの接合を目指すことである。

3. 研究の方法

(1)本研究は、申請者による単独研究で、現地調査での収集資料の分析を中心とした実証研究である。現地調査の実施にあたっては、インドネシア科学院(LIPI)の人口研究所とジョクジャカルタ市に所在する国立ガジャマダ大学の人口政策研究所の協力を得て実施した。

(2)研究資料は、先行研究の文献(和文、英文、インドネシア語)資料も利用しているが、現地調査で収集したものが中心である。それらの資料は、中央省庁と県・郡・市・町村の役所および集落で収集した統計、法令、議事録、関係文書や文献、関係者の聴取記録、そして集落での調査票調査等によって直接収集されたものである。

(3)調査対象地は、ジョクジャカルタ特別州バントゥール県内にある水田稲作農村の3カ村(それぞれ郡は異なる)、ジャカルタ首都特別州北ジャカルタ市内の1カ町にあって1980年代まで稲作農村だった2カンボンである。

(4)現地調査は、勤務校の授業等に支障をきたさない時期、主として夏休み、冬休み、春休み等を利用して実施した。

4. 研究成果

本調査によって得られた資料に基づく研究は現在も継続して行っているが、これまでに明らかにすることができた研究成果は下記のようなことである。

(1)民主化を志向してスハルト体制を崩壊させた政治的潮流がもたらした変化は、抑圧や排除を生み出してきた中央集権的権威主義体制から民主主義の証ともされる地方分権主義への転換であった。すなわち、「1999年地方行政法」および「2004年地方行政法」の制定による地方分権化によって多数の人が政治的意思の決定過程に参加できる制度が農村社会でも整備されるようになった。本研究では両方の法律の中で村落自治制度について定められた内容を詳細に比較検討し、両者の間の違いについて明らかにした。

(2)しかし、スハルト退陣直後の政治的混乱の中で制定された「1999年地方行政法」は、十分な準備期間と必要なプロセスを踏まえる余裕もなく制定されたため、たとえば村議会と村長の対立が深刻化して村落行政が滞ってしまうといった本来制度設計で想定されていなかった事態が発生することも少なくなかった。そのような事態を招いた背景には、民主主義に対する農村住民の理解、いわゆる民意が十分に育っていなかったこと、地元の有力者や名望家の権威に従属してしまう伝統的農村文化から十分に解放されていなかったこと、などの問題があったことを明らかにした。

(3) 上述した「1999年地方行政法」の制定にみられたいわゆる行き過ぎた民主化が問われた結果、その見直しが行われて制定されたのが「2004年地方行政法」であった。本研究では、同法による村落行政制度の基本的な理念と改正点について詳細に検討した。その中のひとつとして指摘したのが、「1999年地方行政法」において村落自治の民主的改革の柱とされた村議会(Badan Perwakilan Desa)に代わって村協議会(Badan Permusyawaratan Desa)が設置されたことであった。この新設された村協議会では、村民の間の対立を回避するために議員の直接選挙が廃止され、選挙区住民の話し合いと全員一致によって決められることになった。その結果、隣組長、慣習文化の長老、名望家などの村民を代表する有力者の権威に従属する伝統的農村文化に回帰する途を残すことになってしまったことが問題であることを明らかにした。

(4) (1)で触れたように「1999年地方行政法」で示された村落行政制度が「2004年地方行政法」ではどのように再編されたか詳しく検討した。例えばその一部をあげれば、村協議会と村長の対立を避けて村落行政の円滑な運営を確保することに力点が置かれるようになったこと、議員が話し合いと全員一致の原理によって選出されること、あるいは村長の立候補要件、村長の義務と職務権限および解職、村協議会議員の要件などについての具体的な基準条件等が明示されなくなったこと、などがその例である。

そこで、本研究では調査地のあるバントゥール県の「村協議会に関する2007年バントゥール県地方条例第17号」および「村長の立候補・選挙・任命・辞職等に関する2013年バントゥール県知事規則第52号」を分析して、さらに県内のチャンデン村で2013年暮れに実施された村長選挙の参与観察をして、上記の村長や村協議会議員に関する規定などについて詳細な内容を明らかにした。

しかし、村長選挙の実施、村協議会の設置や同議員の選出に関する詳細な内容が定め

られていることは、地方政府が、一方で恣意的な選挙を排除して民意の公正な表現を担保しているということができるが、他方で農村部の住民の間にはまだ民主的な投票行動や政治的参加が期待できるほど民意が育っていないと見なしているということができる。

(5)本研究では、村落自治組織の担い手であるジャワ農民の生活単位を成している家族や親族組織について、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係などの在り方を中心に調査した。その結果、ジャワ農村の人びとの家族観や親族観にみられる特徴のひとつとして、自己の家族成員あるいは自己自身を、共通の祖先に連鎖する系譜関係の中に位置づけて認知するような祖先中心的な観念が希薄で、むしろそれとは逆に親族関係が自己を中心に父方と母方に双方向的に、しかも連続的に拡がるものと意識されていることを明らかにした。したがって、ジャワ農村の親族組織は、核家族と、自己中心に父方・母方の双方に拡がる親族組織から成り立つキンドレッドによって組み立てられ、祖先中心的な親族集団を持っていないのである。

(6)北ジャカルタ市の調査地は、かつて村を形成してきた集落が、周囲の大規模な工業、商業、住宅の都市開発によって1980年代末までに農地が皆無になったところである。ここでは、かつて農業を生業としてきた農民は、学歴や技術を持たないために不安定なインフォーマルセクターの雑業部門に就業せざるを得なかった。しかし、住宅と屋敷地を持つ農民の中には、雇用の機会を求めて外部から転入してくるニューカマーに部屋賃をして、その毎月の部屋代収入と家族の雑業部門の収入との組み合わせによって比較的安定した生活が可能となっている世帯が少なくない。このように都市の中に吸収されたかつての農村集落のカンボンでは、地付き住民とニューカマーの混住化が進んでいる。そのためこれらのカンボンでは、ニューカマーを受け入れて住民自治組織の再編が進められており、その実態を明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

黒柳 晴夫、インドネシアにおける地方分権化の後退 1999年地方行政法から2004年地方行政法への村落自治組織の再々編、椋山女学園大学研究論集(社会科学篇)、査読無、第45号、2014、pp.97-118.

黒柳 晴夫、北ジャカルタ市内周辺部における住民自治組織 北ジャカルタ市クラパガディン郡東クラパガディン町内のカンボン・プロガドゥンを中心に、椋山女学園大学文化情報学部紀要、査読無、第13巻、2014、

pp.63-77.

黒柳 晴夫、2004年地方行政法下の村落自治と村長選挙 ジョクジャカルタ特別州バントゥール県内の事例、梶山女学園大学研究論集(社会科学篇)、査読無、第46号、2015、pp.101-119.

黒柳 晴夫、インドネシアの「5月政変」の経過と背景に関する若干の覚書、梶山女学園大学文化情報学部紀要、査読無、第14巻、2015、pp.33-40.

黒柳 晴夫、ジャワ農村の家族と親族組織 ジョクジャカルタ特別州内の農村を事例に、梶山女学園大学研究論集(社会科学篇)、査読無、第47号、2016、pp.55-69.

〔学会発表〕(計 1 件)

黒柳 晴夫、インドネシアにおける2004年地方行政法下の村落自治と村長選挙、第63回日本村落研究学会大会、2015、11月7日、和良町民センター(岐阜県郡上市)

〔図書〕(計 1 件)

黒柳 晴夫、インドネシアにおける地方分権化と村落行政組織の再編 1979年村落行政法による村落行政組織から1999年地方行政法による村落行政組織への民主的再編を中心に、(藤井勝ほか編『東アジア「地方的世界」の社会学』晃洋書房、2013、pp.389-412.)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

黒柳 晴夫 (KUROYANAGI, Haruo)

梶山女学園大学文化情報学部・教授

研究者番号：80097691

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：